

神戸学院法学会

第17卷 第4号

論 説

行政機関による「規則」の制定

—「実質的影響 (substantial impact) の基準」論 —

荏原明則 (一)
戦後のわが国における近代刑法史研究(+).....

内田博文(三)

判例研究

月掛総合保険契約の保険料支払債務につきこれを

取立債務とする旨の默示の約定をしたと認められた事例

岡田豊基(三)

資料

F・C・オールド

カナダのコモン・ロー諸州における夫婦財産法

村井衡平(二四一)

会報

1987年8月

神戸学院大学法学会